

法務省民二第196号

平成27年3月31日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

(富山を除く。)

法務省民事局民事第二課長

( 公 印 省 略 )

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて(通知)

標記について、別紙甲号のとおり富山地方法務局長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



名古屋法務局	受付	平成27年3月2日
	不登第	53号
經由	発送	平成27年3月5日
	不登第	50号

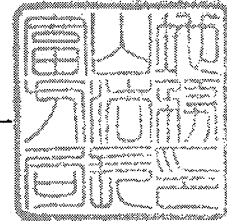
別紙甲号

登 第 6 0 号

平成27年2月26日

法務省民事局民事第二課長 殿  
(名古屋法務局経由)

富山地方法務局長 大 竹 聖



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて（照会）

所有権の移転の登記の申請において、その登記権利者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第6の10の措置（以下「支援措置」という。）を受けている者（以下「被支援措置者」という。）であって、下記1の要件に係る場合には、DV防止法第2条の規定及び平成25年12月12日付け法務省民二第809号法務省民事局民事第二課長通知（以下「民事第二課長通知」という。）の趣旨を踏まえ、下記の取扱いをしたいと考えますが、差し支えないか照会します。

記

- 1 被支援措置者が所有権の移転の登記の申請における登記権利者であり、次の要件のいずれも満たす場合には、申請情報の内容として提供された住所を当該権利者の住所として取り扱う。
  - (1) 住民票上の住所地を秘匿する必要があり、当該登記権利者の印鑑証明書を添付して「住民票に現住所として記載されている住所地は、配偶者等からの暴力を避けるために設けた臨時的な緊急避難地であり、飽くまで申請情報として提供した住所が生活の本拠である」旨を内容とする上申書が申請情報とともに提供されること。
  - (2) 上記(1)の申請情報の内容として提供された当該登記権利者の住所が、添付情報として提供された登記名義人となる者の住所を証する市町村長



の他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報。以下同じ。）において前住所又は前々住所等として表示されていること。

(3) 申請情報及び添付情報等から上記(1)の上申書の記載内容に疑念を抱かしめる事情がないと認められること。

2 上記1の取扱いによる登記の申請には、登記権利者の前住所又は前々住所等が表示された当該登記権利者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報及び当該登記権利者が支援措置を受けていることを証する情報を提供させる。

3 上記1の取扱いによる登記に係る申請書及びその添付書面その他の登記簿の附属書類（以下「登記簿の附属書類」という。）を申請書類つづり込み帳につづり込む場合には、民事第二課長通知別紙甲号記の5により取り扱う。

4 上記3の登記簿の附属書類に係る閲覧請求については、民事第二課長通知別紙甲号記の6により取り扱う。

法務省民二第195号

平成27年3月31日

富山地方法務局長 殿

(名古屋法務局経由)

法務省民事局民事第二課長

( 公 印 省 略 )

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて(回答)

本年2月26日付け登第60号をもって照会のありました標記の件について、記の1及び2については貴見のとおり取り扱われて差し支えありませんが、記の3及び4については本日付け法務省民二第198号当職通知のとおり取り扱うよう留意願います。

なお、本取扱いは、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等の相手方、児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童等として、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号(需給)食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知)第6の10の措置を受けている者が登記権利者であるときも同様ですので、その旨を申し添えます。